

【件名】

東京における都市計画道路の整備方針（案）について

【要旨】

東京都、特別区及び26市2町は、都市計画道路の整備を計画的かつ効率的に進めるため、優先的に整備すべき路線を定めた「都市計画道路の整備方針（事業化計画）」を過去4回にわたり策定し、事業の推進に努めてきた。

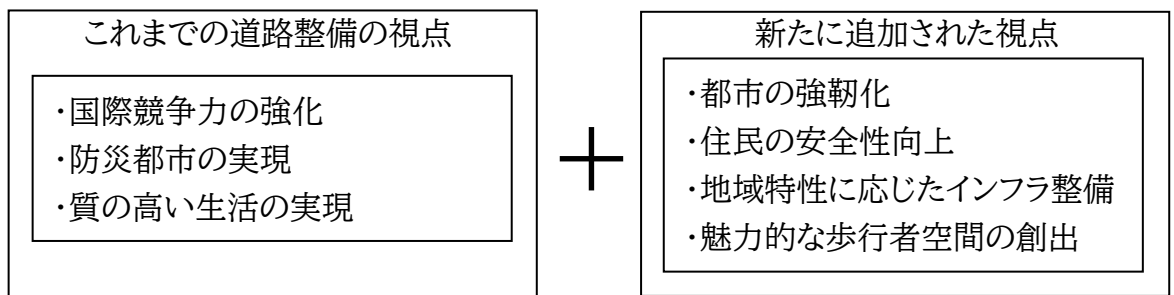
現行の「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」は令和7年度までの計画となっており、新たな整備方針の策定に向け、令和7年7月には中間のまとめを公表し、寄せられた意見を参考に検討を進めてきたところである。

このたび、「東京における都市計画道路の整備方針（案）」として取りまとめられたので報告する。

1 整備方針（案）の主な内容

(1) 第四次事業化計画からの主な変更点

①道路整備の新たな視点の追加



②計画期間の変更

これまでの計画期間10年間で15年間（令和8年度から令和22年度）に変更し、計画期間内の中間年次において必要な検証を実施。

③道路空間の再編（リーディング路線の選定）

回遊性や滞在快適性の向上などの多様化するニーズ、次世代モビリティの社会実装といった技術革新などに応じて、道路空間の再配分や幅員構成の見直しを行うことで、地域にゆとりやにぎわい等の新たな付加価値を生み出す路線を新たに選定。

(2) 都市計画道路の必要性の検証

①廃止候補路線

必要性が確認されなかった10路線（区間）約3kmを抽出（中野区内該当なし）。

②計画内容再検討路線

計画幅員や構造など都市計画の内容について検討を要する20路線（区間）約29kmを抽出（中野区内該当なし）。

③新たな都市計画道路の検討

広域的な都市間の連携強化や道路網の拡充によるアクセス強化を実現するための6路線を位置づけ（中野区内該当なし）。

(3) 優先整備路線の選定（第五次事業化計画）

整備に未着手の都市計画道路を対象に、整備効果、重要性及び緊急性を考慮し、広域的な視点と地域的な視点から優先的に整備すべき「優先整備路線」（全227区間157km）を選定し、計画期間内（15年間）に優先的に事業に着手していく。

中野区内においては、都施行3路線、区施行2路線、その他施行1路線の合計6路線を選定。

(4) 概成道路の検証

現況幅員が一定の幅員を満たす路線のうち、沿道利用の実態に応じて概成道路の計画を変更（現道合わせ）とする候補4路線（区間）約3kmを抽出（中野区内該当なし）。

(5) 道路空間の再編

地域にゆとりやにぎわい等の新たな付加価値を生み出す22路線（区間）約10kmをリーディング路線として抽出（中野区内該当なし）。

2 中野区内の優先整備路線について

第四次事業化計画に位置付けられた中野区内の14路線（区間）のうち7路線が事業着手され、現在事業が進められている。

また、第四次事業化計画で未着手となっている7路線（区間）のうち5路線及び新規に1路線を第五次事業化計画に位置付ける。

なお、第四次事業化計画にて見直し候補路線として位置づけられた補助215号線（補助76～補助229間）については、今後、都市計画の廃止手続きを進める。

3 整備方針（案）への意見募集

(1) 整備方針（案）の公表

東京都、特別区及び26市2町のホームページ、都民情報ルーム（都庁第一本庁舎3階）並びに各区市町の窓口で公表している。中野区では、区役所9階窓口、なかの区報及び中野区ホームページにて案内している。

(2) 意見募集期間

期 日：令和8年1月30日（金曜日）まで

提出先：東京都都市整備局都市基盤部街路計画課

4 今後の予定

令和7年度中 「東京における都市計画道路の整備方針」策定